

## 島根県立産業高度化支援センター指定管理者 選定基準

評価項目	配点
① 住民の平等な使用が図られるものであること	配点なし
ア 一部の者に対して不当に利用を制限、又は不適当に優遇するものではないか(平等性が確保できないと見込める申請者は失格)。	
② サービスの向上が図られるものであること	25
ア 利用者の要望・苦情処理への適切な対応及び入居者・入居機関との連携、利用促進等のための具体的な提案がなされているか。また、施設のPR方法はあるか。	
イ 施設の機能を十分に活用し、利用者のサービス向上につながるような独自の提案がなされているか。	
ウ 施設の案内及び視察等は適切に対応できる職員が配置されているか。	
③ 施設の適切な維持管理を図ることができるものであること	35
(1) 管理運営の体制	
ア 管理責任者及び配置人数、業務内容及び指揮命令系統が明確かつ適切であるか。	
イ 職員の資質向上のための研修計画等は適切か(接遇、人権同和、施設設備の取扱等)。	
(2) 維持管理の内容	
ア 維持管理業務の内容が適切であり、安全管理にも十分配慮された計画となっているか。	
イ 業務の再委託先は妥当か。また根拠ある積算に基づいて計画されているか。	
ウ 事業計画(令和7年4月から業務を開始するための移行計画を含む)の内容は具体的かつ適切なものとなっているか。	
(3) 危機管理	
ア 防災、防犯の体制が適切かつ緊急時の対応等危機管理体制が十分とられているか。	
イ 個人情報保護のための適切な措置及び守秘義務遵守に関する意識と徹底させるための方策が具体的にとられているか。	
④ 管理に係る経費の縮減が図られるものであること	25
(1) 委託料の縮減	
ア 県の支払う管理運営委託料の縮減が図られるものであるか。	
イ 支出経費の縮減及び効率的な管理運営を図るための創意工夫が見られるか。	
(2) 収支計画	
ア 収支計画は実現可能なものであり、かつ提案内容(事業計画)を反映しているか。	
(3) リスク分担	
ア リスク分担に対する考え方は県の考え方と合致しているか。	
⑤ 事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること	15
ア センターの管理運営を継続して行うための組織の規模・財政的基盤・実績等を有しているか。他に応募している施設があれば、同時に受託可能か。	
イ ISO14000シリーズに対する知識と経験を有するなど、施設管理業務を行う上で活用できる特長を有しているか。	
合 計	100